



交通災害共済会員募集

家族そろって加入しましょう！

交通災害共済とは

みなさんが会費を出し合い、交通事故によってけがをしたり、死亡したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

加入できる方は

1. 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

市 本庄市、鴻巣市、深谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、熊谷市、朝霞市、加須市、白岡市

町村 伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

2. 1.の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に転出している方

加入申込みは

- 加入申込書は、市役所・町村役場で配布しています。
- 受付窓口は、お住まいの市役所・町村役場又は最寄りのゆうちょ銀行・郵便局です。
- 申込時期・申込方法については、お住まいの地域によって異なる場合がありますので、市役所・町村役場へご確認ください。

対象となる交通事故は

- 共済期間中に日本国内で発生した下記の事故
- 道路上で起きた自動車、バイク、自転車などの交通に伴う接触、衝突、転落、転覆等の事故
 - 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
 - 踏切道における電車等との接触、衝突事故

共済会費は

年額(ひとり)

- 一般……………900円
- 中学生以下……500円

(平成29年4月1日現在で中学生以下の方)

※平成29年3月に中学校を卒業する方は一般の会費です。

共済期間は

平成29年4月1日から
(中途加入の場合は、その翌日)

平成30年3月31日まで



対象とならない事故は

- 幼児用乗用具(玩遊具)による自損事故
- バス等の乗降中に伴う事故
- 歩行中の転倒事故
- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故
- 上記のほか交通事故以外の事故



お問い合わせはお住まいの市役所・町村役場(担当窓口)へ

共 済 見 舞 金 額

災 害 区 分	共 済 見 舞 金 の 額		
① 死亡	1,200,000 円		
② 傷害 1 (交通事故証明書が 得られる場合)	入院 1日につき	2,000 円	●それぞれの単価に日数を掛けた 金額の合計額 (合計額が2万円に満たないときは 2万円とし、22万円を超えるときは 22万円を限度とします。)
	通院 往診 } 1日につき	1,000 円	
③ 傷害 2 (交通事故証明書が 得られない場合)	入院 通院 往診 } 1日につき	1,000 円	●単価に日数を掛けた金額 (金額が2万円に満たないときは 2万円とし、6万円を超えるときは 6万円を限度とします。)

※傷害見舞金は、医師等による治療実日数（実際治療を受けた日数）が3日以上のもものが対象です。

※同じ日に通院日又は入院日が重複するときは、1日として計算します。

※精神的疾患及び治ゆ後の治療は、対象となりません。

※交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

見舞金の請求は

必要書類を揃えて、交通事故にあった日の翌日から起算して2年以内に、加入時の市役所・町村役場の担当窓口で手続きをしてください。

※2年経過後の請求は、無効になります。

見舞金請求に必要な書類は

書類は原本が必要となりますが、事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。 ○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類等（書類の費用は自己負担になります。）	傷害 1	傷害 2	死亡	身体障害
① 会員証、印鑑、預金通帳（振込先確認のため）	○	○	○	○
② 交通事故証明書 ◆取得方法は、警察署等にある申請用紙でゆうちょ銀行・郵便局へ申し込むと、自動車安全運転センターから後日郵送されます。	○		○	
③ 交通事故自認書（交通事故証明書が得られない場合）		○		
④ 診断書（様式第11号）・・・所定の様式 ◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書（施術証明書）でも可能です。（必要項目の記載がないと、新たに、所定の診断書を提出いただく場合があります。）	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書（交通事故証明書に同乗者の記載がない場合）	△			
⑥ 戸籍謄本及び死亡診断書（死体検案書）			○	
⑦ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑧ 住民票（加入時と住所が異なる場合）	△	△	△	△
⑨ 委任状（代理人が請求手続きをする場合） ◆代理人の範囲は、ご家族に限ります。振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は親権者が手続きをする場合は、必要ありません。	△	△	△	△

※見舞金は、口座振込となります。

※②・④の書類は、写しに原本証明（原本保有の保険会社で証明）されたものでも可能です。

※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に80万円が支払われます。

請求期間

交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内



事故の大小にかかわらず
自転車の単独事故であっても
警察へ届け出ましょう。



平成27年度加入・支払状況	
○ 加入者数	224,427人 (一般203,777人 中学生以下20,650人)
○ 見舞金支払件数	1,844件 (死亡17件 身体障害1件 傷害1,826件)
○ 見舞金支払金額	121,958,000円

このリーフレットを共済会員証と一緒に保管してください。

運営：埼玉県市町村総合事務組合

さいたま市浦和区仲町 3-5-1 ☎ 048-824-1174